

県南広域振興局長告示第 59 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 18 年 6 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 一関市東山町長坂字南山谷 30 番 1 の一部、30 番 4 の一部、31 番 1 の一部、32 番 3、35 番 1、35 番 4 の一部、36 番 1 の一部及び 37 番 3 の一部並びにこれらの区域に隣接介在する認定外道路
- 2 許可を受けた者の住所及び名称 一関市竹山町 7 番 2 号 一関市長 浅井東兵衛